

監事監査報告書

2026年6月3日

学校法人 大阪聖マリア学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 大阪聖マリア学園

監 事 松村 繁彦

監 事 高橋 郁夫

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項第 1 号の規定に基づき学校法人大阪聖マリア学園の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人大阪聖マリア学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上